

広報例1

広報例2

長崎県の最低賃金

最低賃金件名	最低賃金額 (1時間)	効力発生日
長崎県最低賃金	1,031円	令和7年12月1日
特定最低賃金	はん用機械器具、 生産用機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 船舶製造・修理業、 舶用機関製造業	左記の業種については、改正が ありませんでした。このため、 令和7年12月1日からは 長崎県最低賃金 1,031円 が 適用されます。

お問い合わせ先
厚生労働省長崎労働局賃金室 Tel095-801-0033

必ずチェック！ 長崎県の最低賃金（1時間あたり）

使用者も労働者も

長崎県最低賃金
令和7年12月1日発効 **1,031円**

特定最低賃金

- はん用機械器具、
生産用機械器具製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 船舶製造・修理業、
舶用機関製造業

令和7年12月1日
からは
長崎県最低賃金 1,031円
が適用されます

厚生労働省 長崎労働局 賃金室 Tel095-801-0033

広報例3

長崎県の最低賃金

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

最 低 賃 金 件 名	最 低 賃 金 額 (1 時 間)	効 力 発 生 日
長 崎 県 最 低 賃 金	1,031円	令和7年12月1日
特定最低賃金	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 船舶製造・修理業、舶用機関製造業	左記の業種については、令和7年度は改正がありませんでした。このため、 令和7年12月1日 からは 長崎県最低賃金 1,031円 が適用されます。

お問い合わせ先 長崎労働局賃金室 (Tel095-801-0033) または最寄りの労働基準監督署

広報例4

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

長崎県の最低賃金

最 低 賃 金 件 名	効 力 発 生 日	最 低 賃 金 額 (1 時 間)
長 崎 県 最 低 賃 金	令和7年12月1日	1,031円
特定最低賃金		左記の業種については、令和7年度は 改正がありませんでした。このため、 令和7年12月1日 からは 長崎県 最低賃金 1,031円 が適用されます。

お問い合わせ先 長崎労働局賃金室 (095-801-0033)
または最寄りの労働基準監督署